

# 役員報酬・旅費規程

社会福祉法人 和泉乳児院

# 社会福祉法人 和泉乳児院

## 役員報酬・旅費規程

第1条 本法人理事長には、その職務の重要性を鑑み、月額5万円の役員報酬を支給する。

第2条 理事長を除く他の役員(理事・監事・評議員・参与等)については、役員会及び監事監査に出席した際、1回当たり3,000円(税抜)の役員報酬を支給する。ただし、施設長等、職員を兼務している役員には、支給しない。

第3条 役員の旅費は、当法人職員の旅費規程に準じて支給する。但し、日当については管理職の施設長・副施設長に準用する。

附則 この規定は昭和62年4月1日より施行する。

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日

令和元年7月1日

## 旅 費 規 程

### (目的)

第1条 この規定は、職員賃金等規程第33条及び非常勤職員賃金等規程第24条の規定により、職員等が業務のため出張する場合の旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

### (出張の手続)

第2条 出張する職員等は、出張命令書により、出張前に決済を受けなければならない。

- 2 緊急を要するために事前に決済を受けることができないときは、事後速やかに決済を受けるものとする。

### (旅費の支給)

第3条 職員等が命令により出張したときは、旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊賃、日当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じた旅客運賃により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じた旅客運賃により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じた旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、車旅行について路程に応じた高速道路等の通行料及びガソリン代により支給する。
- 6 宿泊料は、宿泊に要する経費並びにそれらに伴う諸雑費に充てるための旅費として、旅行中の夜数に応じ、一夜あたりの定額で支給する。
- 7 日当は、宿泊を伴う出張及び他府県への出張に支給する。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び日程・方法により旅行した場合の旅費により計算する。

### (旅行日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数で、施設が認めた日数による。

(旅費の金額)

- 第7条 鉄道賃の額は、普通旅客運賃及び特急料金並びに座席指定料金による。
- 2 特別急行料金並びに座席指定料金は、片道 100 km 以上の場合のみとする。
  - 3 船賃の額は、現に支払った普通旅客運賃による。
  - 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法人・施設が鉄道賃、船賃について、特に必要と認めたときは、グリーンの旅客運賃によることができる。
  - 5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
  - 6 車賃の額は、現に支払った高速道路等の通行料及びガソリン代とする。
  - 7 宿泊料の額は、上限 20,000 円／日とする。
  - 8 水路旅行及び航空旅行についての宿泊料は、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により上陸又は着陸した場合に限り支給する。
  - 9 日当は、別表 1 の通りとする。

(概算払い)

- 第8条 旅費は原則として旅行終了後、請求に基づき支払うものとするが、必要により旅行前に概算額を支給することができる。
- 2 概算払いをした場合は、当該職員等が帰任後直ちに精算しなければならない。

(例外)

第9条 施設において、あらかじめ宿泊場所及び旅程が特定された旅行の場合は、この規定の定めにかかわらずそれによる。

(海外出張)

- 第10条 職員等が海外出張する場合は、あらかじめその出張に掛かる予算を計上し、その予算内で旅費を支給する。
- 2 予算は、法人が計上するものとし、出張後は、精算を行う。
  - 3 天候の悪化等やむを得ない事由で予算を超えた場合は、法人の裁量により、その超えた額までを旅費とすることができる。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

宿泊を伴う出張	
役員等・施設長・副施設長	3,500 円／日
その他職員	2,000 円／日
日帰り出張	
大阪府以外の近畿各府県	1,000 円／日
近畿地方以外の都道府県	2,000 円／日